

石綿肺がん不支給を提訴 兵庫●決定取り消しを求めて神戸地裁へ

造船所において約23年間にわたり、溶接作業や船内での組立作業に従事してきた丸本さん(66歳)は、2003年3月2日に肺がんて亡くなられた。ご遺族は、生前に本人さんから聞いた作業状況から、死亡の原因は石綿ではないかと考え、2005年11月29日に神戸東労働基準監督署に労災遺族補償年金の支給を請求した。

神戸東労基署は2006年3月20日に不支給処分を決定した。その理由は、「被災者に発症した肺がんは、石綿曝露を示す医学的根拠に乏しく、またじん肺所見も認められない」ということであった。つまり、画像上で「石綿曝露を示す胸膜プラークがない」ということ。その後、不服を申し立てたが、兵庫労災保険審査官は2006年12月20日に請求を棄却し、再審再請求についても労働保険審査会は2008年4月16日に請求を棄却した。

今回、再審査請求が棄却された後、東京・芝病院の藤井医師にレントゲン・CTフィルムを読影していただいたところ、「胸膜プラークあり」の所見をいただき、ご遺族が不支給処分の取り消しを求め提訴することとなった。

世界の医学会では、石綿によ

る中皮腫を1とした場合、石綿による肺がんはその2倍であるというのがコンセンサスとなっている。アスベスト問題が社会問題化する中で、中皮腫の患者・家族への救済は進んでいるが、石綿肺がんの患者・家族の救済は中皮腫の半分以下というのが現状である(別掲記事—18頁以下参照)。それは、労災の認定基準に示されている「胸膜プラークが認められること」という点が大きく影響しており、胸膜プラークの所見については読影する医師により大きな幅があるからである。

そのため認定基準にとらわれず、曝露状況や過去の認定事例等を総合的に判断することとされている。全国の地域安全センターが扱った石綿肺がん事例においても、画像上で胸膜プ

ラークが認められなくても、同僚の胸膜プラーク所見や、それまでも認定事例を基に業務上であると認定されたケースが続出している。認定に当たっても、監督署の調査に幅があるのである。

丸本さんの場合は、神戸工場で同時期に働いた方のうち、19人が中皮腫や肺がんで労災認定(2007年12月末時点)を受けているが、こうした点についても労基署は調査において考慮していない。

10月10日、ご遺族は神戸東監督署の不支給処分の取り消しを求め、神戸地裁へ提訴した。提訴に当たり、アスベストセンターの斎藤さん、関西センターの片岡さんと古川さんに協力をいただき、アスベスト訴訟弁護団の位田弁護士と古川弁護士に担当していただくことになった。提訴後の会見でご遺族は、「喫煙歴もなく、石綿以外に原因は考えられず、不支給処分の決定には納得がいけない」「肺がんの救済は、誰かが訴えないと道が開かれない」と訴えられている。

今回の提訴は、神戸東監督



署の不支給処分の取り消しを求めるものであるが、石綿肺がんの認定のあり方、認定基準や、胸膜プラークの読影について争うこととなる。そうした意味にお

いても、石綿肺がんの患者・家族の方々の今後の救済に大きな影響を与える裁判である。皆さんのご支援をお願いしたい。
ひょうご労働安全衛生センター

のなか給付金で生活してきたため、どうすることもできない。納得できず埼玉労働局に審査請求をした。しかし請求は棄却され、現在再審査請求中である。Hさんの主張としては、「肺がんは誤診だったがじん肺の結節を手術したのであり、あくまで鋳物加工作業によるじん肺のための療養であり休業であって労災である」というものである。

Hさんはその後も咳と痰、歩く時の息切れが続いており、亀戸ひまわり診療所を受診して、じん肺合併続発性気管支炎と診断された。手術で大きなじん肺結節はなくなったものの、じん肺の小さい影が残っており、再度熊谷労基署に労災申請をした。数か月の審査の後に労災として認められた。一安心だが再審査請求はまだ決着はついておらずこれから。熊谷労基署の不当な返還命令を何としても取り消さなくてはならない。

東京労働安全衛生センター

肺がんではなかったけれど…

東京●鋳物工場労働者Hさんの場合

Hさんは、埼玉県の自動車部品製造会社に約40年間勤めて鋳物の加工作業に従事していた。2005年3月に肺がんの診断で手術を受け、じん肺に合併した肺がんとして熊谷労働基準監督署から労災認定を受けた。

ところが2006年5月、認定は間違っていたとして、休業補償を返すよう通知が来た。労基署によると肺がんの診断は誤診だったというのである。すでに休業補償金として約290万円と療養費約185万円が支給されており、返還はできないと困惑したHさんが相談に来られた。

Hさんは、2000年頃から咳や痰が続き、県内の病院で検査を受け結核か肺がんを疑われ定期的に検査を受けていた。症状がなかなか軽快しないために転院して検査を受けたところ、肺がんと診断され手術を勧められ、呼吸器の専門病院を紹介された。内視鏡で組織を採って検査したががん細胞は出なかった。数年間のレントゲン写真でも影の大きさは変わらず肺がん

の可能性は低かったのであるが、「切ってみなければ分からない」と言われて手術を決意した。切除した肺を調べたところ肺がんではなくじん肺の結節であることが判明した。しかし、病院からはじん肺合併肺がんとして労災申請がなされ、労基署は十分に調査せずに支給決定を出したのであった。

労基署の単純ミスでありHさんには何の責任もない。いまさら返せと言われても働けない状況

偽装請負でブラジル人労災

兵庫●証拠をねつ造・隠滅する会社

ブラジル人労働者シルバさんは、2002年からカップラーメンなどの製造会社東洋水産で働いてきた。雇用主は派遣会社パースで、パースと東洋水産は業務請負契約を結んでいた。この請負契約は明らかに偽装請負で

あった。

労災事故が発生したのは、2004年12月19日、午前4時50分頃。シルバさんは麺を油で揚げるところの清掃作業中、高圧ホースのバルブを開けて清掃しようとしたところ、水圧でホースが大き